



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	建 築 課
◎ 告 示	
○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正 ・有害がん具類の指定	総 務 文 書 課 こども未来課
○長崎県中小企業対策貸付要綱の一部改正	経 営 支 援 課
◎ 公 告	
・令和6年度長崎県調理師試験の実施	国保・健康増進課
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課

規 則

長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年4月2日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第21号

長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長崎県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)</p> <p>第2条 省令第49条第1項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>耐震診断を行った者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することを証する書類の写し</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 省令第49条第2項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図</p> <p>(2) <u>省令第49条第2項第2号の書類に係る調査を行った者が、除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和3年国土交通省告示第1522号）第2から第5ま</u></p>	<p>(マンションの除却の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)</p> <p>第2条 省令第49条第1項第3号に規定する知事が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

<p>でにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類の写し</p> <p>(3) その他知事が必要と認める書類</p> <p>3 法第102条第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。</p>	<p>2 法第102条第1項の規定による申請は、省令第49条第1項第2号の規定にかかわらず、同号に規定する構造計算書を添えることを要しない。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第249号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年4月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 学事振興課関係					別表（第2条関係） 学事振興課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略					1 略				
2 長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	私立の高等学校等において、問題を抱える児童又は生徒への生徒指導に関する多様な支援を担当する教職員を配置することにより、生徒指導の充実を推進する。	補助対象者が生徒指導を担当する <u>スクールカウンセラー</u> の配置に要する経費	略		2 長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	私立の高等学校等において、問題を抱える児童又は生徒への生徒指導に関する多様な支援を担当する教職員を配置することにより、生徒指導の充実を推進する。	補助対象者が生徒指導を担当する <u>次に掲げる専門的な教職員の配置に要する経費</u> (1) <u>スクールカウンセラー</u> (2) <u>スクールソーシャルワーカー</u>	略	
3及び4 略					3及び4 略				
5 長崎県私立高等学校（広域通信制課程を除く。）生徒通学費補助金	私立の高等学校（広域通信制課程を除く。）に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経	補助対象者が、保護者の負担する生徒の通学費に対して助成を行う場合における当該助成額。ただし、 <u>通学費は、最も経済的かつ合理的と認められる通常</u>	略		5 長崎県私立高等学校（広域通信制課程を除く。）生徒通学費補助金	私立の高等学校（広域通信制課程を除く。）に通学する生徒の保護者（県内に住所を有する者に限る。）の経	補助対象者が、保護者の負担する生徒の通学費に対して助成を行う場合における当該助成額。ただし <u>次に掲げる条件による。</u> (1) <u>通学費は、最も経済的か</u>	略	

		<p>済的負担の軽減を図る。</p>	<p>の経路により通学する場合に要する列車、路面電車、バス又は船舶の運賃とする。</p>	
		<p>済的負担の軽減を図る。</p>	<p>つ合理的と認められる通常の経路により通学する場合に要する列車、路面電車、バス又は船舶の運賃とする。</p> <p>(2) 通学距離は9キロメートル以上の場合に限る。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 船舶を利用する場合</p> <p>イ 2種類以上の交通機関を利用する場合</p> <p>ウ 2以上の路線を利用する場合</p>	
6～10 略				
11	長崎県公立大学法人運営費補助金	長崎県公立大学法人の安定した運営に資する。	長崎県公立大学法人の事業年度の業務運営に要する経費から当該法人の自己収入相当額を控除した額	略
11	長崎県公立大学法人運営費補助金	長崎県公立大学法人の安定した運営に資する。	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第27条第1項により定める長崎県公立大学法人の事業年度の業務運営に関する計画に基づき行う業務運営に要する経費から当該法人の自己収入相当額を控除した額	略
12	長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	私立高等学校における県内就職推進員の配置により、私立高等学校生の県内就職率の向上を図る。	補助対象者が県内就職推進員を配置するために要する経費	3分の2以内。ただし、250万円を限度とする。
12～23 略				
13～24 略				

長崎県告示第250号

長崎県少年保護育成条例（昭和53年長崎県条例第17号）第6条第1項の規定により、有害がん具類として、次のように指定する。

なお、有害がん具類の指定（昭和54年12月25日長崎県告示第992号、昭和62年2月24日長崎県告示第207号（がん具ガス銃に関する部分に限る。）、平成10年3月20日長崎県告示第272号）は、廃止する。

令和6年4月2日

長崎県知事 大石 賢吾

種 別	名 称	形態、構造又は機能	指 定 理 由
がん具	がん具銃	圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他の反動力を利用し、弾丸を発射させるもので、室内においてその温度が20度から35度までのものである場合に、弾丸を装填し、水平方向に発射された弾丸が銃口から水平距離でそれぞれ0.75メートルの点と1.25メートルの点との間を移動する速さから算出する弾丸の運動エネルギーが0.135ジュールを超えるもの。	形態、構造又は機能が人体に危害を及ぼし、若しくは犯罪を誘発助長するおそれがあり、少年の健全な育成を阻害すると認められる。
刃 物	通称 バタフライナイフ	柄がさやを兼ねる折りたたみ式ナイフのうち、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）に規定された測定方法により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるもので、さやが刃体のみね側の部分と刃先側の部分の二つに分かれ、刃体との接合部を軸としてそれぞれを両側に開いて開刃し、かつ、開刃した刃体をさやと直線的に固定できるもの。	
	通称 サバイバルナイフ	刃体と柄が直線的かつ不可動的に固定されたナイフのうち、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則に規定された測定方法により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるもので、みねの部分がのこぎり状に加工されたもの。	

長崎県告示第251号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けたものは、なお従前の例による。

令和6年4月2日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア 経営安定資金（長期） 項目 内容 略 融資限度額 <u>8,000万円</u> 融資期間 <u>10年以内（うち据置2年以内）</u> 略 イ及びウ 略 (2) 略	別表（第3条関係） (1) 経営安定対策貸付 ア 経営安定資金（長期） 項目 内容 略 融資限度額 <u>5,000万円</u> 融資期間 <u>運転資金 7年以内（うち据置1年以内）</u> <u>設備資金 10年以内（うち据置2年以内）</u> 略 イ及びウ 略 (2) 略

(3) 緊急資金繰り対策貸付

アー1 略

アー2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援・借換）

項目	内容
略	
取扱期間	令和4年4月1日から令和6年6月30日まで に保証申込を受付した分まで
略	

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
融資目的	<p>国の全国統一保障制度である事業再生計画実施関連保証制度及び同制度（感染症対応型）に準拠し、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援することにより、中小企業者の事業再生の着実な進捗を図り、もって、中小企業の活力の再生を図ることを目的とする。</p>
融資対象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(2) 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(3) 特定認証紛争解決手続（法第2条第21項に規定）に従って作成された事業再生計画</p> <p>(4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>(5) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>(6) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>(7) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>(8) 中小企業の事業再生等に関するガイド</p>

(3) 緊急資金繰り対策貸付

アー1 略

アー2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援・借換）

項目	内容
略	
取扱期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで に保証申込を受付した分まで
略	

(4) 特別対策貸付

ア 再生支援資金

項目	内容
融資目的	<p>厳しい経営状況にあるが、経営改善計画を策定し事業の再生に努力する県内中小企業者に対し、資金調達の円滑化を図り、金融機関等と協調し事業再生の取り組みを支援する。</p>
融資対象	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 中小企業活性化協議会の支援を受け、事業再生が可能として再生計画（経営改善計画）を策定した中小企業者</p> <p>(2) 厳しい経営状況（2期連続赤字決算、債務超過等）にはあるが、再建計画を策定し、経営改善に努力している中小企業者で取扱金融機関の推薦を得た者</p> <p>(3) 経営の改善が必要として、商工会議所又は商工会の支援を得て経営改善計画を策定した中小企業者で、商工会議所又は商工会の推薦を得た者</p> <p>(4) がんばる長崎中小企業経営支援ネットワークに係る経営サポート会議において支援が検討され、金融機関の支援を受け、経営再建を行う者</p>

	<p>ラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>(9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>(10) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>(11) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>																																																											
略		略																																																										
融資期間	<p>一括返済の場合 1年以内</p> <p>分割返済の場合 15年以内（うち据置1年以内）</p>	融資期間	<p>運転資金 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>設備資金 10年以内（うち据置2年以内）</p>																																																									
略		略																																																										
保証料	<p>(1) 事業再生計画実施関連保証制度の場合 責任共有制度の対象の場合の、保証料率は0.8%とし、県が0.4%に相当する額を補助する。 責任共有制度の対象除外の場合の、保証料率は1.0%とし、県が0.4%に相当する額を補助する。 (融資額に対する年率)</p> <p>事業再生計画実施関連保証制度</p> <table border="1" data-bbox="312 1211 772 1319"> <tr> <th>区分</th> <th>責任共有対象</th> <th>責任共有対象外</th> </tr> <tr> <td>基準保証料</td> <td>0.80%</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>0.40%</td> <td>0.60%</td> </tr> </table> <p>(2) 事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）の場合 責任共有制度の対象の場合の、保証料率は0.8%とし、国が0.6%に相当する額を補助し、県が0.2%に相当する額を補助する。 責任共有制度の対象除外の場合の、保証料率は1.0%とし、国が0.6%に相当する額を補助し、県が0.4%に相当する額を補助する。 (融資額に対する年率)</p> <p>事業再生計画実施関連保証（感染症対応）制度</p> <table border="1" data-bbox="312 1771 772 1901"> <tr> <th>区分</th> <th>責任共有対象</th> <th>責任共有対象外</th> </tr> <tr> <td>基準保証料</td> <td>0.80%</td> <td>1.00%</td> </tr> <tr> <td>国補助</td> <td>0.60%</td> <td>0.80%</td> </tr> <tr> <td>県補助率</td> <td>0.20%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> </table> <p>ただし、事業再生計画実施関連保証制度（感染症対応型）の取扱期間終了までとする。</p>	区分	責任共有対象	責任共有対象外	基準保証料	0.80%	1.00%	県補助率	0.40%	0.40%	保証料	0.40%	0.60%	区分	責任共有対象	責任共有対象外	基準保証料	0.80%	1.00%	国補助	0.60%	0.80%	県補助率	0.20%	0.20%	保証料	0.00%	0.00%	保証料	<p>保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。</p> <p>(融資額に対する年率)</p> <table border="1" data-bbox="983 1211 1442 1292"> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> <tr> <td>有担保</td> <td>1.40%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> <td>0.65%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.50%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>0.95%</td> <td>0.75%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号まで、6号を利用する場合は年率0.40%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.35%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%
区分	責任共有対象	責任共有対象外																																																										
基準保証料	0.80%	1.00%																																																										
県補助率	0.40%	0.40%																																																										
保証料	0.40%	0.60%																																																										
区分	責任共有対象	責任共有対象外																																																										
基準保証料	0.80%	1.00%																																																										
国補助	0.60%	0.80%																																																										
県補助率	0.20%	0.20%																																																										
保証料	0.00%	0.00%																																																										
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																			
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																																																			
無担保	1.50%	1.35%	1.15%	0.95%	0.75%	0.60%	0.40%	0.20%	0.05%																																																			
	(1) 金融機関は中小企業者から、四半期に																																																											

金融機関の 責務及び 報告	<p>1回、計画の実行状況の報告を受けることとする。</p> <p>(2) 事業再生の計画が2. に定める機関、機構又は会議（以下「機関等」という。）の支援に基づき作成されたものである場合、金融機関は当該機関等と連携して、中小企業者に対して、事業再生計画のフォローアップを通じ、経営支援を行うものとする。</p> <p>(3) 金融機関は、原則として3年間にわたり、中小企業者の事業年度ごとに、信用保証協会に対し、中小企業者の計画の実行状況とともに、自らの経営支援の状況を報告しなければならない。なお、当該報告がなかった場合は、その案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</p> <p>(4) 金融機関は中小企業者の実行状況を踏まえ、（事業再生の計画が2. に定める機関等の支援に基づき作成されたものである場合にあっては、当該機関等と連携し、）必要に応じて、中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとする。</p>
---------------------	--

申込方法	<p>取扱金融機関及び保証協会の定める方法により、融資対象に規定する計画書を添付して申し込む。</p>
------	---

略

イ及びウ 略
エ 創業バックアップ資金

項目	内容
融資目的	<p>商工会議所、商工会又は中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の創業支援と連携した国の全国統一制度の対象である創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証制度に準じた融資制度で、県内における創業を積極的に推進する。</p>
	<p>県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者等で、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 創業関連保証に準じる場合は、次①から⑤のいずれかに該当する者又はスタートアップ創出保証制度に準じる場合は、②、④から⑦のいずれかに該当する者</p> <p>① 事業を営んでいない個人であって、</p>

申込方法	<p>融資対象(1) 中小企業活性化協議会が策定した再生計画（経営改善計画）書の写しを添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p> <p>融資対象(2)及び(4) 取扱金融機関又は保証協会の定める方法</p> <p>融資対象(3) 商工会等の推薦を受け、別に定める経営改善計画書を添え、取扱金融機関又は保証協会に申し込む。</p>
------	--

略

イ及びウ 略
エ 創業バックアップ資金

項目	内容
融資目的	<p>商工会議所、商工会又は中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の創業支援と連携した融資制度で、県内における創業を積極的に推進する。</p>
	<p>県内において新たに創業しようとする者、又は創業後一定期間未満の者で、次の各号の全てに該当する者</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する者 事業を営んでいない個人であって、次に該当する者</p> <p>① 1箇月以内に新たに事業を開始する</p>

<p>融資対象</p>	<p>1月以内（産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内）に新たに事業を開始する具体的計画を有すること</p> <p>② 事業を営んでいない個人であつて、2月以内（認定特定創業支援事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては6月）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>③ 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年未満であること</p> <p>④ 事業を営んでいない個人が、会社を設立した日以後の期間が5年未満であること</p> <p>⑤ 個人で創業し法人成りした会社であつて、当該会社の創業者が③に該当していること</p> <p>⑥ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有すること</p> <p>⑦ 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないこと</p> <p>(2) スタートアップ創出保証制度に準じる場合を除き(1)①又は②に該当する場合は、次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの）</p> <p>① 商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者</p> <p>② 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者</p> <p>③ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者</p> <p>④ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者</p> <p>(3) スタートアップ創出保証制度に準じる場合、保証申込受付時点で税務申告1期を終了していない創業者は、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している</p>	<p>具体的計画を有すること</p> <p>② 2箇月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>③ 事業を開始した日以後5年未満であること</p> <p>④ 会社を設立した日以後の期間が5年未満であること</p> <p>⑤ 個人で創業し法人成りした会社であつて、当該会社の創業者が③に該当していること</p> <p>融資対象</p> <p>(2) (1)①又は②に該当する場合は、次のいずれかに該当する者（法人の場合は代表者が次のいずれかに該当するもの）</p> <p>① 商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の指導を受け事業計画書を策定した者で、商工会議所、商工会又は経営革新等支援機関の推薦を得た者</p> <p>② 開業業種と同一事業に3年以上従事した経験のある者</p> <p>③ 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた者で、その技術を実用化するため新たに事業を開始しようとする者</p> <p>④ 法律に基づく資格を有する者で、その資格を生かして新たに事業を開始しようとする者</p>
-------------	--	--

	こと (4)及び(5) 略		(3)及び(4) 略																																							
略		略																																								
融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内） ただし、スタートアップ創出保証制度に 準じる場合、措置期間は1年以内	融資期間	運転資金 7年以内（うち据置1年以内） 設備資金 10年以内（うち据置2年以内）																																							
略		略																																								
担保・ 保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところ による。 ただし、スタートアップ創出保証制度に 準じる場合、不要。	担保・ 保証人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところ による。																																							
保証料	年0.40% スタートアップ創出保証制度に準じる場合 年0.60% ただし、一般保証を利用する場合の保証 料率は、保証協会の定めるところにより、 融資対象者の経営状況に応じて、下表の9 段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table border="1"> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> <tr> <td>有担保</td> <td>1.40%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> <td>0.65%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満た す事業者については、上記保証料率から所 定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%	年0.40% ただし、一般保証を利用する場合の保証 料率は、保証協会の定めるところにより、 融資対象者の経営状況に応じて、下表の9 段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table border="1"> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> <tr> <td>有担保</td> <td>1.40%</td> <td>1.25%</td> <td>1.05%</td> <td>0.85%</td> <td>0.65%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> </table> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満た す事業者については、上記保証料率から所 定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																	
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																																	
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																	
有担保	1.40%	1.25%	1.05%	0.85%	0.65%	0.50%	0.30%	0.10%	0.00%																																	
金融機関の 責務及び 報告	スタートアップ創出保証制度に準じる場 合、以下の金融機関の責務及び報告を必要 とする。 (1) 金融機関は、創業者に対して、融資実 行後、創業者が会社を設立して原則3 年目及び5年目に、中小企業活性化協議 会によるガバナンス体制の整備に関する チェックを受けるよう促し、創業者より 「ガバナンス体制の整備に関するチェッ クシート」（以下「ガバナンスチェッ クシート」という。）の提出を受けるもの とする。 (2) 金融機関は、創業者がガバナンス体制 の整備に関するチェックを受けた月の翌 月以降に到来する4月又は10月のいずれ か早い月に、ガバナンスチェックシート の写しを信用保証協会に提出するものと する。 なお、金融機関が提出しなかった場合 は、当該案件に係る代位弁済請求を行う 時にその理由を記載した書面を信用保証 協会に提出するものとする。																																									
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(1)①又は②に該当する 場合は、別に定める事業計画書を添付す る。 スタートアップ創出保証制度に準じる場 合、融資対象のいずれかに関わらず別に 定める創業計画書を添付する。この場合、	申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法 ただし、融資対象(1)①又は②に該当する 場合は、別に定める事業計画書を添付す る。																																							

別に定める創業・再挑戦計画書は不要とする。 融資対象(2)①については別に定める推薦書を添付する。	融資対象(2)①については別に定める推薦書を添付する。
略	略
オ 略	オ 略

公 告

令和6年度長崎県調理師試験の実施（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施する。

令和6年4月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験期日 令和6年10月26日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験地 長崎市
- 3 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
- 4 出題数及び出題形式 全60問、マークシートによる四肢択一方式
- 5 受験資格 次の二つの要件を具備すること。
 - (1) 学歴 次の各号の一に該当するものであること。
 - ア 中学校を卒業した者
 - イ 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
 - ウ 旧中学校令による中等学校の2年の課程を修了した者
 - エ 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
 - オ 旧盲学校及び聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
 - カ 旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
 - キ 旧青年学校令による青年学校の普通科の課程を修了した者
 - ク 内地以外の地域における学校の修了者であってイ、ウ又はカと同等の取扱いを受ける者
 - ケ 旧国民学校令による国民学校の初等科を修了した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を修了した者であって調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において5年以上調理の業務に従事した者
 - コ その他学校教育法第57条又は調理師法附則第3項に該当する者
 - (2) 調理業務従事の経験

調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において調理業務従事証明書の証明日までに2年以上調理の業務に従事した者（(1)のケに該当する者はあわせて7年以上の調理の業務の経験が必要となるので留意すること。）

※正規職員以外（パート・アルバイト）の場合は、週4日以上かつ1日6時間以上又は、週5日以上かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とする。
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験申請書 1部
 - イ 受験票・写真台帳 1部

（上半身、無帽、正面向きで6か月以内に撮影したもので、大きさ縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に受験都県、氏名及び生年月日を記入したものを所定の台紙に貼付すること。）
 - ウ 受験手数料の領収証書 1部

（払込取扱票にて受験手数料を支払い、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。）
 - エ 受験票送付用封筒（84円分の切手を貼付すること。） 1部
 - オ 卒業証明書 1部（最終学歴のものでなくても可）
 - カ 調理業務従事証明書 1部

(調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものであることを証する書類(5(1)ケに該当する者は別に5年間)の調理業務従事証明書を添付すること。)

キ 印鑑登録証明書又は印鑑証明書(該当者のみ)

ク 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等 1部

(卒業証明書、調理業務従事証明書及び過去の調理師試験の受験票(原本)の氏名と現氏名が異なる場合のみ必要で、受験願書の提出日前6か月以内に交付されたもの)

* なお、長崎県が実施した令和元年度以降の調理師試験の受験票(原本)を提出する場合に限り、オ、カ又はキの書類を省略することができる。

(2) 受験手数料 6,400円(所定の払込取扱票を使用して、受験申請受付期間内に金融機関で支払うこと。)

(3) 受験願書の受付期間及び提出先

令和6年5月7日(火)から同年6月3日(月)までの間に、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当(住所:〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階 電話番号:03-3667-1815)に「簡易書留」で郵送提出すること。

(4) 受験票の交付 受験票は公益社団法人調理技術技能センターから受験者へ直接送付する。

7 合格者の発表

(1) 合格者は令和6年12月13日(金)午前10時に公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載する。また、長崎県庁玄関及び各保健所に掲示する。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により通知を行う。

8 その他

(1) 試験について不明の点があるときは、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当に問い合わせること。

(2) 受験申請書は、最寄りの保健所、長崎県福祉保健部国保・健康増進課又は公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当で配布する。

郵便で受験申請書を請求する場合は、封筒(大きさは問わない。)の表に「長崎県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を記入し、140円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

郵便による受験申請書の請求は、令和6年5月7日(火)から同月17日(金)までの期間に到着したものに限り、受け付ける。

大規模小売店舗の新設の届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年4月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル佐世保大塔店
長崎県佐世保市大塔町1979番1 ほか

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年11月14日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,845平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

- 建物敷地内 103台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - 建物北東側 40台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - 建物南西側 78.0平方メートル
 - 建物南東側 24.0平方メートル 合計102.0平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - 建物内南西側 33立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 24時間
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 24時間
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 建物敷地南側 2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 24時間
- 2 届出年月日
 - 令和6年3月13日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
 - 公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
 - 県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市経済部商工労働課
- 4 その他
 - 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一
一一
四一

印刷所

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
弥
ト